

報道関係各位

インド向け日本産りんご生果実の輸出が解禁となります

今般、インドの植物検疫当局との間で、日本産りんご生果実の同国への輸出に当たっての植物検疫条件について合意に達し、同国へのりんご生果実の輸出が解禁されましたのでお知らせします。



概要

インドは、日本産りんご生果実について、同国が侵入を警戒する病害虫が我が国で発生していることを理由に、これまで輸入を禁止していました。

農林水産省は、産地からの要望を踏まえ、りんご生果実の輸出が可能となるように、インドの植物検疫当局と技術的協議を積み重ねてきました。

その結果、今般、日本産りんご生果実に関する植物検疫条件に合意し、本年産の収穫シーズン以降、条件を満たす日本産りんご生果実のインドへの輸出が可能となります。

主な植物検疫条件は以下のとおりです。詳細は別添概要をご覧ください。

- (1) 登録生産園地での栽培

- (2) 登録選果こん包施設での選果・こん包
- (3) 消毒処理の実施（低温処理又は臭化メチルくん蒸）
- (4) 原則年1回のインド側検査官による査察
- (5) 輸出検査の実施

参考

インドへの輸出を検討される方は、最寄りの植物防疫所にお問い合わせいただくようお願いいたします。

植物防疫所ホームページ

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/index.html>

〈添付資料〉

インド向け日本産りんご生果実に係る輸出検疫条件の概要



お問合せ先

消費・安全局植物防疫課国際室

担当者：内田、北原、上林

代表：03-3502-8111（内線 4565）

ダイヤルイン：03-3502-5978

令和4年3月19日

インド向け日本産りんご生果実の輸出検疫条件の概要

1 対象植物

りんご (*Malus domestica*) の生果実

2 主な検疫対象病害虫

モモシンクイガ、ナシヒメシンクイ

3 主な検疫条件

(1) 登録生産園地での栽培

日本の植物防疫所が登録した生産園地で栽培され、適切に病害虫防除及び栽培管理が行われること。

(2) 登録選果こん包施設での選果・こん包

・日本の植物防疫所が登録した選果こん包施設において、登録生産園地で生産された生果実の選果・こん包が行われること。

・各こん包に、日本産であること、輸出者名、品目名、登録生産園地番号、登録選果こん包施設番号及びインド向けであることの表示が行われること。

(3) 消毒処理の実施

日本の植物防疫所が登録した消毒処理施設において、登録生産園地で生産された生果実に対して、以下のいずれかの消毒処理が実施されること。

・低温処理（0℃以下13日間、0.55℃以下14日間又は1.1℃以下18日間）
又は

・臭化メチルくん蒸（32g/m³2時間21℃）

(4) インド側検査官による査察

原則年1回、インド側検査官により、選果こん包、消毒処理及び輸出検査の査察が行われること。

(5) 輸出検査の実施

日本の植物防疫官による病害虫の付着がないことを確認する輸出検査が行われ、合格した場合、植物検疫証明書が発給されること。